関係市町長(島田市、掛川市、森町)からの意見等に対する事業者の見解 ((仮称)ウインドパーク遠州東部風力発電事業計画段階環境配慮書)

島田市長 意見抜粋

Me	EZ /\	辛日生	古世老の日初	方法書
No.	区分	意見等 今後の事業計画の検討にあたっては、計画段階配慮事	事業者の見解 計画段階配慮事項に係る重大な環境影響の程度を整	反映
1	全般的事項	項に係る重大な環境影響の程度を整理し、その結果を 風力発電設備(取付道路等の付帯施設を含む。以下同 じ。)の構造・配置又は位置・規模(以下「配置等」 という。)の決定に反映すること。また、方法書にお いては、配置等を可能な範囲において明確にするとと もに、検討経緯及びその内容を記載すること。	理した結果を本事業計画等に反映していきます。また、方法書においては検討の進んだ内容は可能な限り、検討内容等を記載して反映していきます。	7. 2-22 (407) ~ 7. 2-29 (414)
3	全般的事項	本事業の実施に関しては、土地所有者、周辺住民及び関係団体等に対して積極的な情報提供や丁寧な説明を行い、十分な理解が得られるよう努ること。	本事業計画を進めるにあたり、関係機関、国有林野、土地所有者、地元自治体、周辺住民及び関係団体等に対し、弊社からの情報提供や丁寧な説明を行います。計画段階配慮書において、縦覧開始前に地元自治会等に説明を行い、縦覧開始後に地元説明会を開催しました。今後も引き続き地元説明などを通して十分な理解が得られるよう努めていきます。	現在実施中
6	_	下記の個別事項について、環境影響を回避又は十分に 低減できない場合には、風力発電設備の配置の再検 討、事業実施想定区域及び基数の削減を含む事業計画 の見直しを行うこと。	川」「地盤、地下水の水質及び水位」)について、環境影響を回避又は十分な低減が可能な地点に風力発電設備を配置するなど事業計画の見直しを検討します。	準備書以降
9	音	本事業においては、騒音及び低周波音、風車の影等による影響が、周辺住民の精神的ストレスの要因となる可能性がある。また、風力発電設備による日照阻害や電波障害等の発生も考えられる。そのため、影響が及ぶ範囲は考え得る最大の範囲で設定し、風力発電設備の配置、機種等の検討に当たっては、適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、環境への影響を可能な限り回避、低減するよう努めること。また、万一問題の発生が見られた場合、速やかに事態の収束を図ること。	など事業計画の見直しを検討します。 また、万一問題の発生が見られた時は、速やかに対	6. 1-1 (265) ~ 6. 2-86 (359)
13	水資	事業実施想定区域は八高山の山頂と尾根筋に広がるが、これは大代川、白光川及び福用川のような地域の主要な河川の水源にあたる。森林を伐採し、風力発電設備を設置する工事を行う過程で土砂や濁水が流出し、河川の水量や水質に影響を及ぼす懸念があることから、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、地質調査を行い地盤の状況を把握した上で、河川や湧水への影響を可能な限り回避、低減するよう努めること。	地質調査を行い地盤の状況を調査・把握した上で、 河川や湧水への影響を可能な限り回避、低減するよう 努め、対策を施していきます。	6. 2-25 (298) ~ 6. 2-29 (302) 7. 1-8 (367)
	내	水源の涵養や土砂の流出・崩壊防止、生活環境の保全など森林の持つ公益的機能への影響を可能な限り回避、低減するよう努めること。	地質調査を行い地盤の状況を調査・把握した上で、 水源の涵養や土砂の流出・崩壊防止、生活環境の保全 などの影響を可能な限り回避、低減するよう努めま す。	準備書以降
19	私	今後の現地調査を通して、国や県のレッドデータブックに記載されているような希少な野生動植物が生息していることが判明した場合、その個体群と生息・生育環境の保全のため十分な措置を講じること。	今後、実施する現地調査において、国や県のレッド データブックに記載のある希少な野生動植物が確認され、風力発電事業により影響を受けると予測された場合には、生息・生育環境の保全措置を検討致します。	準備書以降

関係市町長(島田市、掛川市、森町)からの意見等に対する事業者の見解 ((仮称)ウインドパーク遠州東部風力発電事業計画段階環境配慮書)

島田市長 意見抜粋

No.	区分		事業者の見解	方法書
NO.	卢万	■ 息兄等 工事に伴う騒音や振動、土砂採取による地形の変化、	事業者の見解 工事に伴う騒音や振動、土砂採取による地形の変	反映
21	動物	本株伐採による日照の変化、夜間作業時の人工光などがもたらす動植物及び生態系への影響についても、有識者及び専門家に意見を求めるなど、適切かつ客観的な調査を行い、その結果を踏まえた保全措置を講じること。	工事に任り融資や振動、工砂保取による地形の変化、森林伐採による日照の変化、夜間作業時の人工光などがもたらす動植物及び生態系への影響について、有識者及び専門家に意見を踏まえ、適切かつ客観的な調査を実施し、その結果に応じて保全措置を検討して参ります。	準備書以降
22	動物	風力発電事業の稼働及び工事の実施により動植物及び 生態系に及ぼす影響が懸念される。特にバードストライクの問題は風力発電事業と切り離せないものであり、その問題に取り組む姿勢は必ず事業者に求められる。当該地域が渡り鳥の渡りのルートとなっている可能性については有識者及び専門家に意見を求め、最新の調査結果と知見に基づき予測及び評価を行い、その結果を踏まえた保全措置を講じること。	バードストライクについては、風力発電事業とは切り離せない問題であると受け止めております。その上で、当該地域が渡り鳥のルートとなっている可能性については有識者及び専門家に意見を求め、現地調査の結果と最新の知見に基づき、予測及び評価を行い、その結果に応じて保全措置を検討して参ります。	準備書以降
25	生態系	森林環境において高次の生態的地位を占めるオオタカ、クマタカ、サシバといった猛禽類への影響は、(1)と合わせて慎重に調査する必要があるため、静岡県ワシタカ類保護対策検討委員会などの専門家に意見を求め、その意見を踏まえた保全措置を講じること。また、調査地域の2次メッシュ「向谷」内において、本市では毎年、「田代地区猛禽類等調査」を実施しているので、その調査結果も評価結果などの考察に反映すること。	猛禽類調査については、専門家からのご意見を含めて調査を実施致します。その結果から予測及び評価を行い、再度専門家の意見を踏まえ保全措置を検討致します。 また、猛禽類等の情報のご提供、ありがとうございます。文献のその他の資料として追加させていただき、その知見を今後の現地調査に利用させていただきます。	準備書 以降
26	景観	島田市景観条例にもとづき、主要な眺望点及び生活空間の中で風力発電設備が視認されることによって圧迫感や違和感が生じることのないよう、設備の形状、色、配置については十分に検討を行い、景観への影響を可能な限り回避、低減するよう努めること。また、主要な眺望点に家山駅、SLの見える丘公園、牧之原公園、にぎわい交流拠点等を追加すること。	今後の手続きにおいて主要な眺望点に加え居住地区の眺望点を適切に抽出し、景観への影響を可能な限り回避、低減するよう検討してまいります。 また、家山駅については、現地状況を確認し、追加を検討いたします。 SLの見える丘公園については、不特定多数の利用があり、より事業地が見えやすい眺望点として付近の「道の駅川根温泉」を選定しております。 牧之原公園については、より事業地に近い地点として「諏訪原城跡」を選定しましたが、追加検討いたします。 にぎわい交流拠点については、施設が完成後、眺望利用の状況を踏まえ検討いたします。	6. 2-76 (349) ~ 6. 2-79 (352)
27	景観	事業実施想定区域はハイキング利用客の多い八高山山頂から尾根筋を含むため、ハイキング客から意見を求めるなど、適切な調査、評価を行うこと。また、事業実施想定区域は大井川鐵道、国道473号及び県道島田川根線と併走するため、車窓から風車が見える場所について確認すること。		6. 2-76 (349) ~ 6. 2-79 (352)
35	人と自然と	民間運営されているパラグライダーのフライト場(七曲スカイパーク)が川根町葛籠地区にある。また、フライト中に見られる大井川(鵜山の七曲り)の眺望と、下流から吹き上げる良好な風が好評で、ここを会場としたパラグライダースクールの開校、オープンカップの開催(2018~)など盛り上がりを見せている。そのため、風車の設置に伴い、眺望を妨げる、風の流れが変わるなど、その他のフライト場も含め、のライト環境への影響が心配されるので、関係者からの意見聴取を十分に行うこと。また、パラグライダーの利用者が風車と接触するなどの事故が起こることが懸念されるため、事業実施想定区域及びその周囲における利用状況及び現地の風況を十分に調査すること。	「七曲スカイパーク」につきましては、対象事業実施区域の北側に位置しておりテイクオフ場及びランディング場は共に対象事業実施区域から直線で5km以上の離隔があることを確認しております。方法書以降の手続きにおきましても関係機関へのヒアリング等さらなる情報収集を行い、現況把握に努めると共に必要に応じ適切な環境保全措置を検討いたします。	6. 2-82 (355) ~ 6. 2-85 (358)

関係市町長(島田市、掛川市、森町)からの意見等に対する事業者の見解 ((仮称)ウインドパーク遠州東部風力発電事業計画段階環境配慮書)

島田市長 意見抜粋

No.	区分	意見等	事業者の見解	方法書 反映
37	廃棄物	建設工事や維持管理に伴って発生する廃棄物の処理については、周辺の環境に影響を及ぼすことのないよう確実に処理すること。また、作業道路の整備によって現場へのアクセスが向上したことにより、不法投棄などの事案が発生しないように十分な対策をとること。	本事業における建設工事や維持管理に伴って発生する廃棄物については法令に沿って確実に処理を行います。また、不法投棄の防止に努めてまいります。	準備書 以降
38	文化財	調査及び工事中に遺跡・遺物が発見された場合は、速やかに担当課へ届け出ること。	工事中に埋蔵文化財を不時発見した場合は、工事を 中断し関係行政へ連絡するとともに文化財保護につい て協議いたします。	準備書以降
40	地域交通	計画段階において、車両が搬入に利用する道路が決定した際は、地域でのトラブル発生を未然に防止するため、周辺住民に対して、工事の計画、実施及び施設の供用に際して十分な意見交換を行う場を設け、住民の意見を踏まえた内容で計画、実施すること。	計画段階から工事の計画等を周辺住民に対し説明 し、十分な意見交換を行う場を設ける。住民の意見を 踏まえた内容で工事を計画して実施いたします。	準備書 以降
42	~	近年では、地球温暖化などの影響によって大規模な風水害が世界各地で発生している。 事業実施想定区域においても、想定を超える豪雨や暴風により、風力発電設備の倒壊等、極めて危険な事態が起こることが懸念されるため、	見の聞取りに行い、十分な調査、予測を行います。また、稼働後の施設及びそこに至る道路等の維持管理に確実に行っていきます。また、事業終了後は、発電設	準備書以降